

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 総則 （輸入の具体的な時期） 2－1 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「輸入」の具体的な時期は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる時とする。 なお、法第 2 条第 3 項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあっては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。 (1)～(3) （省略） (4) 法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物（令第 64 条に規定する郵便物を除く。）の場合 <u>名宛人</u>に交付された時 (5)及び(6) （省略） （輸出の具体的な時期） 2－5 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。 (1)及び(2) （省略） (3) 郵便物の輸出の場合 輸出の許可（法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されるものにあっては、同条第 5 項に基づく通知）を受けた後、<u>日本郵便株式会社通関郵便局（以下「通関郵便局」という。）</u>から搬出し、運送者（当該郵便物に係る引渡明細表（通常郵便物に関する施行規則（平成 17 年総務省告示第 1373 号）第 186 条 3 又は小包郵便に関する施行規則（平成 17 年総務省告示第 1371 号）第 169 条 3 に規定する引渡明細表をいう。）に引渡しの証明を行う船会社又は航空会社をいう。）に引き渡した時 (4)及び(5) （省略） 第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 1 章 総則 （輸入の具体的な時期） 2－1 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「輸入」の具体的な時期は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる時とする。 なお、法第 2 条第 3 項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあっては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。 (1)～(3) （同左） (4) 法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物（令第 64 条に規定する郵便物を除く。）の場合 <u>名あて人</u>に交付された時 (5)及び(6) （同左） （輸出の具体的な時期） 2－5 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。 (1)及び(2) （同左） (3) 郵便物の輸出の場合 輸出の許可（法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されるものにあっては、同条第 5 項に基づく通知）を受けた後、<u>郵便事業株式会社通関支店（以下「通関支店」という。）</u>から搬出し、運送者（当該郵便物に係る引渡明細表（通常郵便物に関する施行規則（平成 17 年総務省告示第 1373 号）第 186 条 3 又は小包郵便に関する施行規則（平成 17 年総務省告示第 1371 号）第 169 条 3 に規定する引渡明細表をいう。）に引渡しの証明を行う船会社又は航空会社をいう。）に引き渡した時 (4)及び(5) （同左） 第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 節 通則	第 1 節 通則
（寄贈物品の意義等） 4－6 令第 2 条第 5 項第 1 号に規定する「寄贈物品」の意義等については、次による。 (1) （省略） (2) 寄贈物品であることの確認は、後記 76－4－2 の(2)による<u>名宛人</u>への連絡又は 76－4－4 による到着通知書に対する<u>名宛人</u>からの申出に基づき行うこととし、当該申出は口頭によることとして差し支えない。 名宛人から寄贈物品である旨の申出があった場合には、上記(1)により寄贈物品に該当するか否かを判断することとし、上記(1)のイ又はロに該当する郵便物以外の郵便物について<u>名宛人</u>から申出があった場合であって、当該申出に疑義がある場合（例えば、税関告知書には寄贈物品（G i f t）の表示があるが仕入書等の取引に伴う書類が郵便物に貼付又は内包されている場合や、<u>名宛人</u>が過去に類似の物品を輸入したことがあり、納税申告を行った実績がある等）には、<u>名宛人</u>から郵便物が寄贈物品である旨を記載した任意の書面を提出させることにより認定を行うこととする。 （「<u>名宛人</u>において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等） 4－7 令第 2 条第 5 項第 2 号に規定する「<u>名宛人</u>において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等については、次による。 なお、下記(1)のイ又はロのいずれかに該当する場合であっても、税関において課税価格又は税率の決定をするため必要な範囲で、参考価格や商品説明に関する参考資料を<u>名宛人</u>から求めることを妨げるものではない。 (1) 「<u>名宛人</u>において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」とは、次のいずれかの事情があることから、申告が困難であると認められる場合とする。 イ <u>名宛人</u>が、郵便物の価格を証する資料（類似品や商品カタログ等の	（寄贈物品の意義等） 4－6 令第 2 条第 5 項第 1 号に規定する「寄贈物品」の意義等については、次による。 (1) （同左） (2) 寄贈物品であることの確認は、後記 76－4－2 の(2)による<u>名あて人</u>への連絡又は 76－4－4 による到着通知書に対する<u>名あて人</u>からの申出に基づき行うこととし、当該申出は口頭によることとして差し支えない。 <u>名あて人</u>から寄贈物品である旨の申出があった場合には、上記(1)により寄贈物品に該当するか否かを判断することとし、上記(1)のイ又はロに該当する郵便物以外の郵便物について<u>名あて人</u>から申出があった場合であって、当該申出に疑義がある場合（例えば、税関告知書には寄贈物品（G i f t）の表示があるが仕入書等の取引に伴う書類が郵便物に貼付又は内包されている場合や、<u>名あて人</u>が過去に類似の物品を輸入したことがあり、納税申告を行った実績がある等）には、<u>名あて人</u>から郵便物が寄贈物品である旨を記載した任意の書面を提出させることにより認定を行うこととする。 （「<u>名あて人</u>において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等） 4－7 令第 2 条第 5 項第 2 号に規定する「<u>名あて人</u>において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等については、次による。 なお、下記(1)のイ又はロのいずれかに該当する場合であっても、税関において課税価格又は税率の決定をするため必要な範囲で、参考価格や商品説明に関する参考資料を<u>名あて人</u>から求めることを妨げるものではない。 (1) 「<u>名あて人</u>において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」とは、次のいずれかの事情があることから、申告が困難であると認められる場合とする。 イ <u>名あて人</u>が、郵便物の価格を証する資料（類似品や商品カタログ等の

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
参考資料ではなく、当該郵便物の価格についての資料をいう。)を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合 ロ <u>名宛人</u>が、郵便物の所属区分（後記 67－4－17 に規定する関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分をいう。）を特定する資料を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合 (2) （省略） 第 3 章 船舶及び航空機 （船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等） 23－1－1 法第 23 条第 1 項に規定する保税地域の意義等については、次による。 (1) （省略） (2) 上記(1)のただし書の場合に該当し、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている貨物を船（機）用品として積み込もうとするときは、それらの貨物を税関官署に保税運送をさせた上、便宜、その税関官署を保税地域とみなして同項の規定による積込みを認めて差し支えない。 なお、郵便により送付されてきた船（機）用品を船舶等に積み込む場合においては、便宜、当該船（機）用品の到着した<u>日本郵便株式会社配達郵便局</u>（以下「配達郵便局」という。）を保税地域とみなして、同項の規定による積込みを認めて差し支えない。 第 6 章 通 関 第 1 節 一般輸出通関 （輸出貨物の検査） 67－1－7 輸出貨物の検査については、次による。	の参考資料ではなく、当該郵便物の価格についての資料をいう。)を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合 ロ <u>名あて人</u>が、郵便物の所属区分（後記 67－4－17 に規定する関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分をいう。）を特定する資料を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合 (2) （同左） 第 3 章 船舶及び航空機 （船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等） 23－1－1 法第 23 条第 1 項に規定する保税地域の意義等については、次による。 (1) （同左） (2) 上記(1)のただし書の場合に該当し、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている貨物を船（機）用品として積み込もうとするときは、それらの貨物を税関官署に保税運送をさせた上、便宜、その税関官署を保税地域とみなして同項の規定による積込みを認めて差し支えない。 なお、郵便により送付されてきた船（機）用品を船舶等に積み込む場合においては、便宜、当該船（機）用品の到着した<u>郵便事業株式会社支店又は郵便局</u>（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。）を保税地域とみなして、同項の規定による積込みを認めて差し支えない。 第 6 章 通 関 第 1 節 一般輸出通関 （輸出貨物の検査） 67－1－7 輸出貨物の検査については、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1)～(6) （省略） (7) 輸出貨物の現品検査に際しては、必ず輸出者又はその代理人若しくはこれらの者に代わる者（郵便物の場合は、令第 66 条の 2 第 3 項の規定に基づく日本郵便株式会社の立会職員を含む。以下「検査立会人」という。）を立ち会わせるものとする。 なお、保税地域等に搬入後、荷主の異なる貨物が詰められたコンテナ一貨物の一部に対して検査を行う場合は、原則として、検査扱いとなった貨物（以下この項において「検査対象貨物」という。）のみをコンテナから取り出させることとする。また、検査対象貨物の輸出者又はその代理人から、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人に対して検査実施の旨を連絡させることとする。この場合、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人を当該検査に立ち会わせても差し支えない。 第 2 節 特殊輸出通関 （輸出郵便物の通関手続） 76－2－1 輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。 (1) 輸出される郵便物について、法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けたときは、令第 66 条の 2 第 1 項の規定により<u>日本郵便株式会社</u>の職員の立会いを受けて検査をする。 (2) 1 件当たりの価格が 20 万円を超えと思料される郵便物については、<u>日本郵便株式会社</u>から当該郵便物の差出人に対し通関に必要な手続きについて連絡することとなっているので、検査の結果、価格が 20 万円を超えと思料するものがあつた場合には、同社に対し、通関に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。 その他の郵便物については、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の(3)に規定する事	(1)～(6) （同左） (7) 輸出貨物の現品検査に際しては、必ず輸出者又はその代理人若しくはこれらの者に代わる者（郵便物の場合は、令第 66 条の 2 第 3 項の規定に基づく郵便事業株式会社の立会職員を含む。以下「検査立会人」という。）を立ち会わせるものとする。 なお、保税地域等に搬入後、荷主の異なる貨物が詰められたコンテナ一貨物の一部に対して検査を行う場合は、原則として、検査扱いとなった貨物（以下この項において「検査対象貨物」という。）のみをコンテナから取り出させることとする。また、検査対象貨物の輸出者又はその代理人から、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人に対して検査実施の旨を連絡させることとする。この場合、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人を当該検査に立ち会わせても差し支えない。 第 2 節 特殊輸出通関 （輸出郵便物の通関手続） 76－2－1 輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。 (1) 輸出される郵便物について、法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けたときは、令第 66 条の 2 第 1 項の規定により<u>郵便事業株式会社</u>の職員の立会いを受けて検査をする。 (2) 1 件当たりの価格が 20 万円を超えと思料される郵便物については、<u>郵便事業株式会社</u>から当該郵便物の差出人に対し通関に必要な手続きについて連絡することとなっているので、検査の結果、価格が 20 万円を超えと思料するものがあつた場合には、同社に対し、通関に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。 その他の郵便物については、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の(3)に規定する事

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（C-5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。 (3) 輸出される郵便物は、これを<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>に差し出す前に最寄りの税関官署に提示して、事前検査を受けることができる。 なお、法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物のうち、税関の輸出証明を必要とし、その他税関手続を要する郵便物については、<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>に差し出す前に税関外郵出張所又は最寄りの税関官署に提示し、必要な税関手続を事前に行うことを求めるものとする。 (4) （省略） (5) 国際郵便約款第 102 条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記(3)による事前検査を受けさせることとし、同条（注 1）の規定による<u>日本郵便株式会社</u>の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。 (6) （省略） (7) 法第 76 条第 5 項の通知は、<u>日本郵便株式会社</u>の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。 （郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱い） 76-2-2 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱いは、次による。 (1) 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には<u>通関郵便局</u>	前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（C-5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。 (3) 輸出される郵便物は、これを郵便事業株式会社支店又は郵便局（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）（以下この節において「郵便支店等」という。）に差し出す前に最寄りの税関官署に提示して、事前検査を受けることができる。 なお、法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物のうち、税関の輸出証明を必要とし、その他税関手続を要する郵便物については、<u>郵便支店等</u>に差し出す前に税関外郵出張所又は最寄りの税関官署に提示し、必要な税関手続を事前に行うことを求めるものとする。 (4) （同左） (5) 国際郵便約款第 102 条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記(3)による事前検査を受けさせることとし、同条（注 1）の規定による<u>郵便事業株式会社</u>の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。 (6) （同左） (7) 法第 76 条第 5 項の通知は、<u>郵便事業株式会社</u>の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。 （郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱い） 76-2-2 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱いは、次による。 (1) 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には<u>通関支店ま</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
まで保税運送を行うこととし、その手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C－4000）を、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に提出することとする。 この場合において、運送先となる保税地域（<u>通関郵便局</u>）が不明な場合は、便宜、運送先欄を「<u>日本郵便株式会社通関郵便局</u>」と記入することとして差し支えない。 なお、当該積み戻そうとする貨物の価格の合計が 20 万円を超える場合又は外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項《輸出の許可等》の規定による許可を要するものであると思料される場合は、積み戻しの申告が必要になることから、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に対して前記 75－1－1 の積み戻しの申告を行うことを求める。 (2) 上記(1)による外国貨物運送申告書を受理した税関は、当該貨物の引受けをした<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>が発行した小包郵便受領書等を差出人から税関に提出することを求め、便宜、これにより到着を確認したものとして取扱って差し支えない。 (3) 外国貨物を蔵置する保税地域を所轄する税関官署において輸出（積み戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受け、郵便路線を利用して当該貨物を輸出しようとする場合における<u>通関郵便局</u>までの保税運送の手続等については、前記 63－16 の(1)から(3)まで及び上記(2)の規定に準ずる。 この場合、当該貨物は<u>通関郵便局</u>において法第 76 条第 3 項の規定による提示を要しないこととなるが、<u>通関郵便局</u>において無用に滞留することのないよう、例えば、当該貨物の外装等に、輸出許可済の旨、輸出申告を行った税関官署名及び許可番号を表示する等、輸出許可済みであることが容易に判るよう表示をすることを求め、確認印を押なつする。 （輸出郵便物の事前検査の取扱い） 76－2－3 外郵出張所及び外郵出張所以外の税関官署における輸出郵便物（法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記 76－2－5 及び 76－2－6 において同じ。）についての事前検査の取扱いは、次による。	で保税運送を行うこととし、その手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C－4000）を、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に提出することとする。 この場合において、運送先となる保税地域（<u>通関支店</u>）が不明な場合は、便宜、運送先欄を「<u>郵便事業株式会社通関支店</u>」と記入することとして差し支えない。 なお、当該積み戻そうとする貨物の価格の合計が 20 万円を超える場合又は外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項《輸出の許可等》の規定による許可を要するものであると思料される場合は、積み戻しの申告が必要になることから、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に対して前記 75－1－1 の積み戻しの申告を行うことを求める。 (2) 上記(1)による外国貨物運送申告書を受理した税関は、当該貨物の引受けをした<u>郵便支店等</u>が発行した小包郵便受領書等を差出人から税関に提出することを求め、便宜、これにより到着を確認したものとして取扱って差し支えない。 (3) 外国貨物を蔵置する保税地域を所轄する税関官署において輸出（積み戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受け、郵便路線を利用して当該貨物を輸出しようとする場合における<u>通関支店</u>までの保税運送の手続等については、前記 63－16 の(1)から(3)まで及び上記(2)の規定に準ずる。 この場合、当該貨物は<u>通関支店</u>において法第 76 条第 3 項の規定による提示を要しないこととなるが、<u>通関支店</u>において無用に滞留することのないよう、例えば、当該貨物の外装等に、輸出許可済の旨、輸出申告を行った税関官署名及び許可番号を表示する等、輸出許可済みであることが容易に判るよう表示をすることを求め、確認印を押なつする。 （輸出郵便物の事前検査の取扱い） 76－2－3 外郵出張所及び外郵出張所以外の税関官署における輸出郵便物（法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記 76－2－5 及び 76－2－6 において同じ。）についての事前検査の取扱いは、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) 輸出郵便物の事前検査を行ったときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録し、事前検査を終了した郵便物は、<u>「封かんテープ」</u>（C-5110）により封印した上、「事前検査済印」（C-5120）を押なつてこれを差出人に返付する。ただし、外郵出張所において事前検査を行った場合で、その検査場所と<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>の差出窓口とが接近している等取締上支障がないときには、事前検査済印の押なつのみで差し支えない。 (2) 事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等を要するもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それぞれにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、<u>通関郵便局若しくは配達郵便局</u>の受領証又は<u>通関郵便局若しくは配達郵便局</u>の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細証の提出をまっで行うが、上記(1)のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>の受領証の提出を省略することができる。 （簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い） 76-2-4 法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、法第 67 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。 この場合における通関手続の取扱いについては、次による。 (1) 輸出許可書の交付は、<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>の受領証又は<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細書の提出をまっで行うものとする。 なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減	(1) 輸出郵便物の事前検査を行ったときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録し、事前検査を終了した郵便物は、<u>封かんテープ</u>により封印した上、「事前検査済印」（C-5120）を押なつてこれを差出人に返付する。ただし、外郵出張所において事前検査を行った場合で、その検査場所と<u>郵便支店等</u>の差出窓口とが接近している等取締上支障がないときには、事前検査済印の押なつのみで差し支えない。 (2) 事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等を要するもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それぞれにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、<u>郵便支店等</u>の受領証又は<u>郵便支店等</u>の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細証の提出をまっで行うが、上記(1)のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、<u>郵便支店等</u>の受領証の提出を省略することができる。 （簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い） 76-2-4 法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、法第 67 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。 この場合における通関手続の取扱いについては、次による。 (1) 輸出許可書の交付は、<u>郵便支店等</u>の受領証又は<u>郵便支店等</u>の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細書の提出をまっで行うものとする。 なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
免戻税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交付するものとする。	これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交付するものとする。
(2) （省略）	(2) （同左）
（許可、承認等を要する郵便物についての通知等）	（許可、承認等を要する郵便物についての通知等）
76－2－5 税関において輸出郵便物の検査を行った結果、その輸出について他の法令の規定による許可、承認の取得、その他特別の手続が必要であると認めたときは、「輸出郵便物の通関手続について」（C－5080）2 通を作成し、うち 1 通を差出人宛てに送付して所要の手続を行わせるものとする。	76－2－5 税関において輸出郵便物の検査を行った結果、その輸出について他の法令の規定による許可、承認の取得、その他特別の手続が必要であると認めたときは、「輸出郵便物の通関手続について」（C－5080）2 通を作成し、うち 1 通を差出人あてに送付して所要の手続を行わせるものとする。
（取戻し又は宛名変更請求にかかる郵便物の税関長への通知等）	（取戻し又はあて名変更請求にかかる郵便物の税関長への通知等）
78 の 2－2－1 法第 78 条の 2 第 1 項に基づく税関長への通知は、取戻請求等通知書（C－5140）1 通を当該郵便物の輸出通関を行った税関官署に提出することにより行うものとする。	78 の 2－2－1 法第 78 条の 2 第 1 項に基づく税関長への通知は、取戻請求等通知書（C－5140）1 通を当該郵便物の輸出通関を行った税関官署に提出することにより行うものとする。
第 4 節 特殊輸入通関	第 4 節 特殊輸入通関
（輸入郵便物の通関手続）	（輸入郵便物の通関手続）
76－4－2 輸入される郵便物の通関手続については、次による。	76－4－2 輸入される郵便物の通関手続については、次による。
(1) 法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けたときは、令第 66 条の 2 第 1 項の規定により日本郵便株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。	(1) 法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けたときは、令第 66 条の 2 第 1 項の規定により郵便事業株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。
(2) 1 件当たりの課税価格が 20 万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の名宛人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、課税価格が 20 万円を超えると思料するものがあつた場合には、日本郵便株式会社に対し、通関に必要な手続について名宛人に連絡するよう要請する。	(2) 1 件当たりの課税価格が 20 万円を超えると思料される郵便物については、郵便事業株式会社から当該郵便物の名あて人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、課税価格が 20 万円を超えると思料するものがあつた場合には、郵便事業株式会社に対し、通関に必要な手続について名あて人に連絡するよう要請する。
(3) 法第 76 条第 5 項の通知は、日本郵便株式会社の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。	(3) 法第 76 条第 5 項の通知は、郵便事業株式会社の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（申告を行う旨の申出） 76－4－3 令第 66 条の 3 による申告を行う旨の申出は、法第 76 条第 3 項に基づく提示があった後においても行うことができるので留意する。当該申出があった場合において、当該申出に係る郵便物について国際郵便物課税通知書が発行されている場合は、<u>日本郵便株式会社</u>に対して、速やかに当該通知書及び納付書を還付することを求める。 なお、<u>名宛人</u>に配達中の郵便物については、法第 67 条の 2 第 1 項の規定により、当該郵便物を保税地域に入れた後でなければ輸入申告を行うことができないので留意する。 （直課税扱いをしない輸入郵便物の処理方法） 76－4－4 輸入郵便物の検査の結果、その包有品が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、その郵便物の<u>名宛人</u>に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」（C－5081）（いわゆる到着通知書）を送し、関係書類の提出をまって、税額の決定その他の処理を行う。 ただし、前記 76－4－2 の(2)により <u>日本郵便株式会社</u>から<u>名宛人</u>に対して通関に必要な手続を連絡することとなる場合は、下記ロ又はハに該当する場合であっても、到着通知書の発送を要しないので留意する。 イ （省略） ロ 郵便物の品名、数量、<u>名宛人</u>等から判断して明らかに減免税と認められ、その減免税を適用するため関係書類の確認を要するもの（別送品を含む。） ハ （省略） （関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い） 76－4－5 輸入郵便物（法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。以下この項から後記 76－4－7 まで及び 76－7－10 から 77－7－3 までにおいて同じ。）が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係	（申告を行う旨の申出） 76－4－3 令第 66 条の 3 による申告を行う旨の申出は、法第 76 条第 3 項に基づく提示があった後においても行うことができるので留意する。当該申出があった場合において、当該申出に係る郵便物について国際郵便物課税通知書が発行されている場合は、<u>郵便事業株式会社</u>に対して、速やかに当該通知書及び納付書を還付することを求める。 なお、<u>名あて人</u>に配達中の郵便物については、法第 67 条の 2 第 1 項の規定により、当該郵便物を保税地域に入れた後でなければ輸入申告を行うことができないので留意する。 （直課税扱いをしない輸入郵便物の処理方法） 76－4－4 輸入郵便物の検査の結果、その包有品が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、その郵便物の<u>名あて人</u>に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」（C－5081）（いわゆる到着通知書）を送し、関係書類の提出をまって、税額の決定その他の処理を行う。 ただし、前記 76－4－2 の(2)により <u>郵便事業株式会社</u>から<u>名あて人</u>に対して通関に必要な手続を連絡することとなる場合は、下記ロ又はハに該当する場合であっても、到着通知書の発送を要しないので留意する。 イ （同左） ロ 郵便物の品名、数量、<u>名あて人</u>等から判断して明らかに減免税と認められ、その減免税を適用するため関係書類の確認を要するもの（別送品を含む。） ハ （同左） （関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い） 76－4－5 輸入郵便物（法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。以下この項から後記 76－4－7 まで及び 76－7－10 から 77－7－3 までにおいて同じ。）が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまって貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。 なお、法第 77 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書（後記 77－4－1 を参照）が<u>名宛人</u>に送付された後に、<u>名宛人</u>から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があったときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類にさきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出することを求め、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を<u>日本郵便株式会社</u>に通知する。 （外交官等<u>宛て</u>の郵便物の取扱い） 76－4－6 定率法第 16 条第 1 項に規定する外国の外交官等に<u>宛てた</u>輸入郵便物の検査については、前記 67－4－8 に準ずる。 （輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い） 76－4－7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。 (1) 輸入郵便物に包有されている一部の物品について、法第 76 条第 4 項において準用する法第 70 条の規定により他法令の規定による許可、承認等の手続が必要である旨を通知した場合において、<u>名宛人</u>がその許可、承認等を得られないため、その物品は放棄して他の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、その許可、承認等を得られない物品が任意放棄を認め得るものであれば、前記 67－4－12 に準じてその物品の任意放棄を認め、他の物品の通関を認める。 (2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 10 号若しくは第 11 号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当	書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまって貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。 なお、法第 77 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書（後記 77－4－1 を参照）が<u>名あて人</u>に送付された後に、<u>名あて人</u>から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があったときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類にさきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出することを求め、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を<u>郵便事業株式会社</u>に通知する。 （外交官等<u>あて</u>の郵便物の取扱い） 76－4－6 定率法第 16 条第 1 項に規定する外国の外交官等に<u>あてた</u>輸入郵便物の検査については、前記 67－4－8 に準ずる。 （輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い） 76－4－7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。 (1) 輸入郵便物に包有されている一部の物品について、法第 76 条第 4 項において準用する法第 70 条の規定により他法令の規定による許可、承認等の手続が必要である旨を通知した場合において、<u>名あて人</u>がその許可、承認等を得られないため、その物品は放棄して他の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、その許可、承認等を得られない物品が任意放棄を認め得るものであれば、前記 67－4－12 に準じてその物品の任意放棄を認め、他の物品の通関を認める。 (2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 10 号若しくは第 11 号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
物品等」という。)に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において<u>名宛人</u>が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。 (伝染性物質を包有する輸入郵便物の取扱い) 76-4-8 国際郵便約款第 102 条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する研究機関<u>宛</u>での輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。 (1) <u>名宛研究機関</u>の所在地が、<u>通関郵便局</u>の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、<u>日本郵便株式会社東京国際郵便局及び成田国際空港郵便局</u>）においては、「輸入郵便物検査通知書」（C-5090）2 通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により<u>名宛研究機関</u>に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。 (2) 上記(1)以外の場合には、次の要領により<u>名宛研究機関</u>内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。 イ 郵便物は、検査未済のまま研究機関<u>宛</u>てに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の<u>名宛面</u>に「未検査、保税扱」と記載した符せんに貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」（C-5091）3 通（原本、通知用、<u>日本郵便株式会社</u>用）を作成し、1 通（原本）を税関に保管し、他の 2 通を郵便物に添えて<u>日本郵便株式会社</u>に引き渡す。<u>日本郵便株式会社</u>は、1 通（<u>日本郵便株式会社</u>用）を保存し、他の 1 通を<u>名宛研究機関</u>に送付する。 ロ 研究機関に、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による他所蔵置の許可及び法第 63 条第 1 項の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を<u>配達郵便局</u>に提示させ、その郵便物を交付する。 ハ 当該税関官署（又は当該税関官署から検査委任を受けた税関官署）	物品等」という。)に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において<u>名あて人</u>が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。 (伝染性物質を包有する輸入郵便物の取扱い) 76-4-8 国際郵便約款第 102 条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する研究機関<u>あて</u>での輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。 (1) <u>名あて研究機関</u>の所在地が、<u>通関支店</u>の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、<u>郵便事業株式会社東京国際支店又は成田国際空港支店</u>）においては、「輸入郵便物検査通知書」（C-5090）2 通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により<u>名あて研究機関</u>に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。 (2) 上記(1)以外の場合には、次の要領により<u>名あて研究機関</u>内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。 イ 郵便物は、検査未済のまま研究機関<u>あて</u>に配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の<u>名あて面</u>に「未検査、保税扱」と記載した符せんに貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」（C-5091）3 通（原本、通知用、<u>郵便事業株式会社</u>用）を作成し、1 通（原本）を税関に保管し、他の 2 通を郵便物に添えて<u>郵便事業株式会社</u>に引き渡す。<u>郵便事業株式会社</u>は、1 通（<u>郵便事業株式会社</u>用）を保存し、他の 1 通を<u>名あて研究機関</u>に送付する。 ロ 研究機関に、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による他所蔵置の許可及び法第 63 条第 1 項の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を<u>郵便事業株式会社配達支店又は交付郵便局</u>に提示させ、その郵便物を交付する。 ハ 当該税関官署（又は当該税関官署から検査委任を受けた税関官署）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は、<u>名宛研究機関</u>に連絡の上、検査を実施する。 （放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い） 76－4－9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、<u>日本郵便株式会社</u>から法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けた場合は、直ちに<u>名宛人</u>に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（許使用者（（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項）にあつては、同法第 9 条《許可証》に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第 3 条の 2 第 1 項）又は販売業者（同法第 4 条第 1 項）にあつては、文部科学大臣に届け出たことを証する書類）、郵便物の外装容器に記載された「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の表示（通常郵便に関する施行規則第 131 条《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第 2 項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。 （輸入郵便物からの検査試料の採取） 76－4－10 輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。 (1) 受領書（適宜の様式による。）と引換えに、<u>日本郵便株式会社</u>から検査試料として必要な数量の交付を受ける。 (2) 税関は、「税関検査試料採取通知書」（C－5092）を 3 部（原本、通知用、<u>日本郵便株式会社</u>用）作成し、さきに<u>日本郵便株式会社</u>に交付した受領書と引換えに 2 部（通知用、<u>日本郵便株式会社</u>用）を<u>日本郵便株式会社</u>に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。 （公売又は売却された郵便物の取扱い） 76－4－12 法第 76 条第 4 項において準用する法第 70 条第 3 項の規定により<u>名宛人</u>に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、<u>日本郵便株式会社</u>において、これを公売又は売却すること	は、<u>名あて研究機関</u>に連絡の上、検査を実施する。 （放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い） 76－4－9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、<u>郵便事業株式会社</u>から法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けた場合は、直ちに<u>名あて人</u>に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（許使用者（（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項）にあつては、同法第 9 条《許可証》に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第 3 条の 2 第 1 項）又は販売業者（同法第 4 条第 1 項）にあつては、文部科学大臣に届け出たことを証する書類）、郵便物の外装容器に記載された「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の表示（通常郵便に関する施行規則第 131 条《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第 2 項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。 （輸入郵便物からの検査試料の採取） 76－4－10 輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。 (1) 受領書（適宜の様式による。）と引換えに、<u>郵便事業株式会社</u>から検査試料として必要な数量の交付を受ける。 (2) 税関は、「税関検査試料採取通知書」（C－5092）を 3 部（原本、通知用、<u>郵便事業株式会社</u>用）作成し、さきに<u>郵便事業株式会社</u>に交付した受領書と引換えに 2 部（通知用、<u>郵便事業株式会社</u>用）を<u>郵便事業株式会社</u>に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。 （公売又は売却された郵便物の取扱い） 76－4－12 法第 76 条第 4 項において準用する法第 70 条第 3 項の規定により<u>名あて人</u>に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、<u>郵便事業株式会社</u>において、これを公売又は売却すること

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
となった場合（差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。）、当該郵便物は郵便路線を外れることになるので、当該郵便物を引き取る場合には、当該郵便物を取得するものにおいて輸入申告を行う必要がある。、留意する。 （交付前郵便物に係る関税等の徴収） 76 の 2－4－1 交付前郵便物について法第 76 条の 2 第 1 項の承認を受けることなく減却された場合又は同条第 3 項による届出を受けた場合は、当該郵便物に係る国際郵便物課税通知書を発行した税関官署において調査し、同条第 1 項本文の規定により当該郵便物の関税等を徴収することとなるときは、<u>日本郵便株式会社</u>に賦課決定通知書（前記 8－1）及び納税告知書（前記 9 の 3－1）を送達する。 この場合において、その関税等が告知に係る納期限までに完納されない場合には、国税徴収の例により徴収する。 （国際郵便物課税通知書等の送付） 77－4－1 法第 77 条第 1 項の規定による輸入郵便物に係る関税の課税標準及び税額の通知は、「国際郵便物課税通知書」（C－5060）を作成し、当該通知用を納付書とともに当該郵便物に添付して<u>通関郵便局</u>に引き継ぐことによって行う（この通知用は、<u>通関郵便局</u>を経て<u>名宛人</u>に送達される。）。 なお、同通知書の原票に係る情報は、原則として外郵システムにおいて管理する。 （関税の納付前における郵便物の受取り） 77－4－3 法第 77 条第 6 項の規定による関税の納付前における輸入郵便物の受取りの取扱いについては、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 法第 77 条第 7 項の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税関長が特に必要と認める場合に限り提供することとする。 (4) <u>通関郵便局</u>は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取	となった場合（差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。）、当該郵便物は郵便路線を外れることになるので、当該郵便物を引き取る場合には、当該郵便物を取得するものにおいて輸入申告を行う必要がある。、留意する。 （交付前郵便物に係る関税等の徴収） 76 の 2－4－1 交付前郵便物について法第 76 条の 2 第 1 項の承認を受けることなく減却された場合又は同条第 3 項による届出を受けた場合は、当該郵便物に係る国際郵便物課税通知書を発行した税関官署において調査し、同条第 1 項本文の規定により当該郵便物の関税等を徴収することとなるときは、<u>郵便事業株式会社</u>に賦課決定通知書（前記 8－1）及び納税告知書（前記 9 の 3－1）を送達する。 この場合において、その関税等が告知に係る納期限までに完納されない場合には、国税徴収の例により徴収する。 （国際郵便物課税通知書等の送付） 77－4－1 法第 77 条第 1 項の規定による輸入郵便物に係る関税の課税標準及び税額の通知は、「国際郵便物課税通知書」（C－5060）を作成し、当該通知用を納付書とともに当該郵便物に添付して<u>通関支店</u>に引き継ぐことによって行う（この通知用は、<u>通関支店</u>を経て<u>名あて人</u>に送達される。）。 なお、同通知書の原票に係る情報は、原則として外郵システムにおいて管理する。 （関税の納付前における郵便物の受取り） 77－4－3 法第 77 条第 6 項の規定による関税の納付前における輸入郵便物の受取りの取扱いについては、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 法第 77 条第 7 項の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税関長が特に必要と認める場合に限り提供することとする。 (4) <u>通関支店</u>は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取り

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
りを承認したときは、その郵便物について、<u>通関郵便局</u>以外の日本郵便株式会社郵便局に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により<u>名宛人</u>に交付する。 (5) <u>すでに配達郵便局</u>に送付され、国際郵便物課税通知書を送達済の郵便物について、その課税通知書を添付して上記(1)による関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請があり、これを承認したときは、承認印を押なつた関税等納付前郵便物受取承認申請書とともに当該課税通知書に<u>関税の納付前</u>における受取りを承認した旨を記載して申請者に交付する。 （輸入郵便物の保税運送の手続） 77-4-4 輸入郵便物について法第 63 条第 1 項の規定による保税運送の承認をした場合における<u>名宛人</u>への交付までの手続については、前記 77-4-3 の(4)又は(5)に準ずる。 （日本郵便株式会社による関税の納付期日の延長） 77 の 3-1 令第 68 条の 2 の規定等により、関税等の納付期日を延長する場合の取扱いについては、次による。 (1) 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、<u>日本郵便株式会社</u>の責任によらないものをいう。）により納付期日以内に関税等を納付できない事実のほか、これに類するやむを得ない事由があると認められる場合には、納付期日の延長を承認して差し支えない。 (2) 納付期日の延長の申出は、<u>通関郵便局</u>の長から外郵出張所に適宜の様式を提出することにより行う。 （取戻し又は宛名変更請求にかかる郵便物の保税地域への搬入等） 78 の 2-4-1 前記 78 の 2-2-1 及び 78 の 2-2-2 前段の規定は、輸入の許可を受けた郵便物について準用する。この場合において、78 の 2-2-1 及び 78 の 2-2-2 中「輸出」とあるのは「輸入」と、78	を承認したときは、その郵便物について、<u>通関支店</u>以外の郵便事業株式会社支店又は郵便局に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により<u>名あて人</u>に交付する。 (5) <u>すでに郵便事業株式会社配達支店</u>に送付され、国際郵便物課税通知書を送達済の郵便物について、その課税通知書を添付して上記(1)による関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請があり、これを承認したときは、承認印を押なつた関税等納付前郵便物受取承認申請書とともに当該課税通知書に<u>関税の納付前</u>における受取りを承認した旨を記載して申請者に交付する。 （輸入郵便物の保税運送の手続） 77-4-4 輸入郵便物について法第 63 条第 1 項の規定による保税運送の承認をした場合における<u>名あて人</u>への交付までの手続については、前記 77-4-3 の(4)又は(5)に準ずる。 （郵便事業株式会社による関税の納付期日の延長） 77 の 3-1 令第 68 条の 2 の規定等により、関税等の納付期日を延長する場合の取扱いについては、次による。 (1) 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、<u>郵便事業株式会社</u>の責任によらないものをいう。）により納付期日以内に関税等を納付できない事実のほか、これに類するやむを得ない事由があると認められる場合には、納付期日の延長を承認して差し支えない。 (2) 納付期日の延長の申出は、<u>通関支店</u>の長から外郵出張所に適宜の様式を提出することにより行う。 （取戻し又は<u>あて名</u>変更請求にかかる郵便物の保税地域への搬入等） 78 の 2-4-1 前記 78 の 2-2-1 及び 78 の 2-2-2 前段の規定は、輸入の許可を受けた郵便物について準用する。この場合において、78 の 2-2-1 及び 78 の 2-2-2 中「輸出」とあるのは「輸入」と、78

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の 2－2－2 中「差出人」とあるのは「<u>名宛人</u>」と読み替えるものとする。 なお、関税等が課された郵便物の輸入の許可を取り消した場合は、職権により更正を行い、速やかに関税等の還付を行うことになるので留意する。 第 6 節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品 （輸出してはならない貨物の取扱い） 69 の 2－1 法第 69 条の 2 第 3 項の「この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物」とは、輸出申告された貨物又は<u>日本郵便株式会社</u>から提示された郵便物をいう。 したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない貨物の中に法第 69 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する輸出してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。 （輸入してはならない貨物の取扱い） 69 の 11－1 法第 69 条の 11 第 3 項の「この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は<u>日本郵便株式会社</u>から提示された郵便物をいう。 したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない保税貨物等の中に法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する輸入してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。 第 7 節 知的財産侵害物品（輸出） （用語の定義） 69 の 2～69 の 10－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(7) （省略）	の 2－2－2 中「差出人」とあるのは「<u>名あて人</u>」と読み替えるものとする。 なお、関税等が課された郵便物の輸入の許可を取り消した場合は、職権により更正を行い、速やかに関税等の還付を行うことになるので留意する。 第 6 節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品 （輸出してはならない貨物の取扱い） 69 の 2－1 法第 69 条の 2 第 3 項の「この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物」とは、輸出申告された貨物又は<u>郵便事業株式会社</u>から提示された郵便物をいう。 したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない貨物の中に法第 69 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する輸出してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。 （輸入してはならない貨物の取扱い） 69 の 11－1 法第 69 条の 11 第 3 項の「この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は<u>郵便事業株式会社</u>から提示された郵便物をいう。 したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない保税貨物等の中に法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する輸入してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。 第 7 節 知的財産侵害物品（輸出） （用語の定義） 69 の 2～69 の 10－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(7) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(8) 「輸出者等」 輸出（積戻しを含む。以下この節において同じ。）申告をした者及び<u>日本郵便株式会社</u>から提示された国際郵便物の差出人をいう。 (9)～(18) （省略） （取締対象貨物） 69 の 2－4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は<u>日本郵便株式会社</u>から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査（以下この節及び次節において「審査等」という。）を行うこととする。 (1)及び(2) （省略） （侵害疑義物品を発見した場合の取扱い） 69 の 3－1－1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。 (1) 見本の採取等 イ及びロ （省略） ハ 国際郵便物の場合 発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあつては出張所長。以下輸出に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った<u>郵便局</u>（以下この節において「取扱郵便局」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C－5608）をもって通報する。 (2)～(4) （省略） （輸出者等による自発的処理の取扱い） 69 の 3－2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があつた場合は、次により処理するものとする。 (1)～(4) （省略） (5) <u>取扱郵便局</u>への通報	(8) 「輸出者等」 輸出（積戻しを含む。以下この節において同じ。）申告をした者及び<u>郵便事業株式会社</u>から提示された国際郵便物の差出人をいう。 (9)～(18) （同左） （取締対象貨物） 69 の 2－4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は<u>郵便事業株式会社</u>から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査（以下この節及び次節において「審査等」という。）を行うこととする。 (1)及び(2) （同左） （侵害疑義物品を発見した場合の取扱い） 69 の 3－1－1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。 (1) 見本の採取等 イ及びロ （同左） ハ 国際郵便物の場合 発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあつては出張所長。以下輸出に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った<u>郵便事業株式会社支店</u>（以下この節において「取扱通関支店」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C－5608）をもって通報する。 (2)～(4) （同左） （輸出者等による自発的処理の取扱い） 69 の 3－2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があつた場合は、次により処理するものとする。 (1)～(4) （同左） (5) <u>取扱通関支店</u>への通報

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)のロからホまで又は(3)のロからホまでに規定する処理が行われた場合、<u>取扱郵便局</u>に対し通報するものとする。この際、上記(2)のロ若しくはハ又は(3)のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」（C－5634）により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより、上記(2)のホ又は(3)のホによる処理が行われた場合には国内引取りを行う旨の書面の写しにより通報するものとする。 (6) （省略） （認定後の取扱い） 69 の 3－3－1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。 (1) 侵害物品に該当しない物品 イ （省略） ロ 国際郵便物の場合 <u>取扱郵便局</u>に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 (2) （省略） （侵害物品の没収の手続） 69 の 3－4 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは<u>取扱郵便局</u>に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとする。 没収の手続は次によるものとする。 (1) （省略）	疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)のロからホまで又は(3)のロからホまでに規定する処理が行われた場合、<u>取扱通関支店</u>に対し通報するものとする。この際、上記(2)のロ若しくはハ又は(3)のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」（C－5634）により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより、上記(2)のホ又は(3)のホによる処理が行われた場合には国内引取りを行う旨の書面の写しにより通報するものとする。 (6) （同左） （認定後の取扱い） 69 の 3－3－1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。 (1) 侵害物品に該当しない物品 イ （同左） ロ 国際郵便物の場合 <u>取扱通関支店</u>に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 (2) （同左） （侵害物品の没収の手続） 69 の 3－4 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは<u>取扱通関支店</u>に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとする。 没収の手続は次によるものとする。 (1) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2) 国際郵便物の場合 発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。 また、<u>取扱郵便局</u>に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。 第 8 節 知的財産侵害物品（輸入） （用語の定義） 69 の 11～69 の 21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(7) （省略） (8) 「輸入者等」 輸入申告をした者及び<u>日本郵便株式会社</u>から提示された国際郵便物の<u>名宛人</u>をいう。 (9)～(21) （省略） （取締対象貨物） 69 の 11－4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行うこととする。 (1)及び(2) （省略） （侵害疑義物品を発見した場合の取扱い） 69 の 12－1－1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。 (1) 見本の採取等 イ （省略） ロ （省略） ハ 国際郵便物の場合 発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあつては出張所長。以下輸入に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局（以下この節において「<u>取扱郵便局</u>」という。）に対して侵害疑義物品が発	(2) 国際郵便物の場合 発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。 また、<u>取扱通関支店</u>に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。 第 8 節 知的財産侵害物品（輸入） （用語の定義） 69 の 11～69 の 21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(7) （同左） (8) 「輸入者等」 輸入申告をした者及び<u>郵便事業株式会社</u>から提示された国際郵便物の<u>名あて人</u>をいう。 (9)～(21) （同左） （取締対象貨物） 69 の 11－4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は<u>郵便事業株式会社</u>から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行うこととする。 (1)及び(2) （同左） （侵害疑義物品を発見した場合の取扱い） 69 の 12－1－1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。 (1) 見本の採取等 イ （同左） ロ （同左） ハ 国際郵便物の場合 発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあつては出張所長。以下輸入に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った<u>郵便事業株式会社支店</u>（以下この節において「<u>取扱通関支店</u>」という。）に対して

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C－5808）をもって通報する。 (2)～(4) （省略） （認定手続開始通知） 69 の 12－1－2 法第 69 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。 (1) 通常の認定手続 イ 輸入者等への認定手続開始通知 輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C－5810）（国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（<u>名宛人用</u>）」（C－5812）。以下この節において「認定手続開始通知書（輸入者等用）」という。）を交付することにより行う。 ロ （省略） (2) 簡素化手続 イ 輸入者等への認定手続開始通知 受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権又は意匠権に係るものを除く。）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)イにかかわらず、輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（C－5811）（国際郵便物にあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（<u>名宛人用</u>）」（C－5813）。以下この節において「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」という。）を交付することにより行う。 ロ （省略） (3) （省略） （認定通知等） 69 の 12－1－8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定	侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C－5808）をもって通報する。 (2)～(4) （同左） （認定手続開始通知） 69 の 12－1－2 法第 69 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。 (1) 通常の認定手続 イ 輸入者等への認定手続開始通知 輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C－5810）（国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（<u>名あて人用</u>）」（C－5812）。以下この節において「認定手続開始通知書（輸入者等用）」という。）を交付することにより行う。 ロ （同左） (2) 簡素化手続 イ 輸入者等への認定手続開始通知 受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権又は意匠権に係るものを除く。）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)イにかかわらず、輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（C－5811）（国際郵便物にあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（<u>名あて人用</u>）」（C－5813）。以下この節において「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」という。）を交付することにより行う。 ロ （同左） (3) （同左） （認定通知等） 69 の 12－1－8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。 (1) （省略） (2) 輸入者等への通知 「認定通知書（輸入者用）」（C－5822）（国際郵便物にあつては「認定通知書（<u>名宛人用</u>）」（C－5824）。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。）を交付する。ただし、前記 69 の 12－1－4 の(4)の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であつて、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定（没収）通知書」（C－5823）を交付することとして差し支えない。なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（<u>名宛人用</u>）」には、「任意放棄書」（C－5380）を添付する。 （注）輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。 (3) （省略） （輸入者等による自発的処理の取扱い） 69 の 12－2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があつた場合は、次により処理するものとする。 (1)～(4) （省略） (5) 取扱郵便局への通報 疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)のロからニまで又は(3)のロからニまでに規定する処理が行われた場合、<u>取扱郵便局</u>に対し通報するものとする。この際、上記(2)のロ若しくはハ又は(3)のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」（C－5834）により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は「任	した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。 (1) （同左） (2) 輸入者等への通知 「認定通知書（輸入者用）」（C－5822）（国際郵便物にあつては「認定通知書（<u>名あて人用</u>）」（C－5824）。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。）を交付する。ただし、前記 69 の 12－1－4 の(4)の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であつて、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定（没収）通知書」（C－5823）を交付することとして差し支えない。なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（<u>名あて人用</u>）」には、「任意放棄書」（C－5380）を添付する。 （注）輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。 (3) （同左） （輸入者等による自発的処理の取扱い） 69 の 12－2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があつた場合は、次により処理するものとする。 (1)～(4) （同左） (5) 取扱通関支店への通報 疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記(2)のロからニまで又は(3)のロからニまでに規定する処理が行われた場合、<u>取扱通関支店</u>に対し通報するものとする。この際、上記(2)のロ若しくはハ又は(3)のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」（C－5834）により、上記(2)のニ又は(3)のニに規定する処理が行われた場合は

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
意放棄書」の写しにより通報するものとする。 (6) (省略) (認定後の取扱い) 69 の 12－3－1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。 (1) 侵害物品に該当しない物品 イ (省略) ロ 国際郵便物の場合 取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 (2) (省略) (侵害物品の没収又は積戻命令の手続) 69 の 12－4 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記 69 の 12－1－8 の(2)のただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。 (1) (省略) (2) 国際郵便物の場合 発見部門の長は、<u>名宛人</u>に対して「没収通知書」を交付する。 また、<u>取扱郵便局</u>に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。	「任意放棄書」の写しにより通報するものとする。 (6) (同左) (認定後の取扱い) 69 の 12－3－1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。 (1) 侵害物品に該当しない物品 イ (同左) ロ 国際郵便物の場合 <u>取扱通関支店</u>に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 (2) (同左) (侵害物品の没収又は積戻命令の手続) 69 の 12－4 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記 69 の 12－1－8 の(2)のただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。 (1) (同左) (2) 国際郵便物の場合 発見部門の長は、<u>名あて人</u>に対して「没収通知書」を交付する。 また、<u>取扱通関支店</u>に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。